

埋葬許可証の保存と改葬許可申請書への証明について

1. 埋葬許可証の保存について

区有墓地（区・集落組合が管理する墓地等（行政区によっては同氏で管理する墓地を含む場合もあります））に遺骨を埋葬する場合、墓地管理者（区・集落組合長）は、墓地・埋葬に関する法律第16条の規定により、市区町村から発行された「埋葬許可証」を最低5年間保存していただくことになっていきますので、文書保存管理についてご配慮ください。

（なお、下記「改葬許可申請書」作成時の資料となりますので、5年間の保管後も可能な限り長期間保存していただく必要があります。）

2. 改葬許可申請書への証明について

区有墓地から別の墓地へ改葬する申請があった場合、下記の「改葬許可証申請書」へ墓地管理者（区・集落組合長）の証明をお願いしています。改葬の申請者から直接、証明依頼がありますので、区で保有の墓地管理台帳や埋葬許可証（保存文書）等により証明をお願いします。

なお、証明に際し、埋葬の場所（墓地の所在地番）を申請者が記入する箇所がありますので、区内の墓地の所在地をあらかじめ把握し、申請者にご教示いただけると幸いです。

また、墓じまいのみの申請があった場合は、墓地管理者から埋葬証明書を発行していただくこととなります。証明書等、詳細は町にご相談ください。

申請者 → 区長（集落組合長） → 申請者 → 住民福祉課住民係 → 申請者

改 葬 許 可 証 申 請 書			
			第 号
死亡者の本籍			
死亡者の住所			
死亡者の氏名 並びに性別		性別	男・女
死亡年月日			
埋葬又は火葬の場所	長野県諏訪郡富士見町 ○○○○ 番地 ○○		
埋葬又は火葬の年月日			
改葬の理由	1. 墓地新設 2. 墓地整理	3. 墓地合葬 4. 墓地工事	5. その他 ()
改葬の場所			
申請者	住所		
	氏名		
	死亡者との続柄		

申請者が記入する部分ですが、区有墓地の所在地番（埋葬されている土地の地番）につき、申請者へご教示をお願いします

（先ず、現在埋葬されている墓地管理者の証明を得た後に市町村長の許可を受けること）

申請者	住所	
	氏名	⑩

上記埋葬の事実を証明する。		
墓地管理者	住所	長野県諏訪郡富士見町△△○○○○番地 ○○ 区長（集落組合長）
	氏名	□ □ □ □ ⑩

区有墓地の埋葬事実を確認し証明をお願いします

前記のとおり改葬許可を受けたく、墓地埋葬等に関する法律第5条第2項及び同施行規則第2条により申請致します。

令和 年 月 日
長野県諏訪郡富士見町長 様

担 当：住民福祉課住民係（1階⑩番窓口）
電 話： 0266-62-9112
FAX： 0266-62-5228
E-mail： jumin@town.fujimi.lg.jp